

ベトナムにおける小規模 AR-CDM プロジェクトの国連登録

コンサルタント海外事業本部 地域社会事業部 ARISP-III 開発事務所 中村友紀 他

○キーワード

AR-CDM、植林プロジェクト、京都議定書、国連気候変動枠組み条約、CDM 事業登録、CSR、JICA、ベトナム

○概要

日本政府及び JICA は、京都議定書目標達成計画の一環として、途上国における CDM プロジェクトを推進している。「ベトナム国 AR-CDM 促進のための能力向上開発調査 (JICA、2006 ~ 2009)」では、AR-CDM (Afforestation/Reforestation Clean Development Mechanism) に関連するベトナム政府関係機関職員の能力向上を目的に、小規模 AR-CDM プロジェクトの計画案策定およびドラフト PDD 作成に留まらず、有効化審査及び CDM 理事会への登録支援までを実施した。また、事業実施に対する支援を民間企業の CSR 活動とすることによって、事業実施に必要な外部資金 (約 25 百万円の寄付) を獲得し、AR-CDM 事業の実施を実現した。

近年、民間企業の環境保全意識が向上し、CSR (企業の社会的責任) としての植林事業が世界中で行われている。本件は、民間企業の CSR と AR-CDM プロジェクトを結び付けた初めてのケースとしても注目されている。

○技術ポイント

- ① 世界で 2 件目となる小規模 AR-CDM プロジェクトの登録
- ② 小規模 AR-CDM プロジェクトの計画策定から PDD 作成、有効化審査、事業登録までの一貫した業務に従事してそのノウハウを習得し、「AR-CDM プロジェクトの形成・登録は難しくない」ことを内外にアピール
- ③ 民間企業 (ホンダ・ベトナム社) の CSR 活動として AR-CDM プロジェクトの実現

○図・表・写真等



カウンターパート及び地方政府が設立した森林開発基金とホンダベトナム社による AR-CDM プロジェクト実施に係る協力合意書調印式 (2008 年 4 月)



ホンダベトナム社職員による植林作業 (2008 年 4 月)



選定された植林対象地域 (ホアビン省カオフォン県スアンフォンコミュニティのサイト)